

令和8年度那珂市不妊治療費（先進医療）の助成について

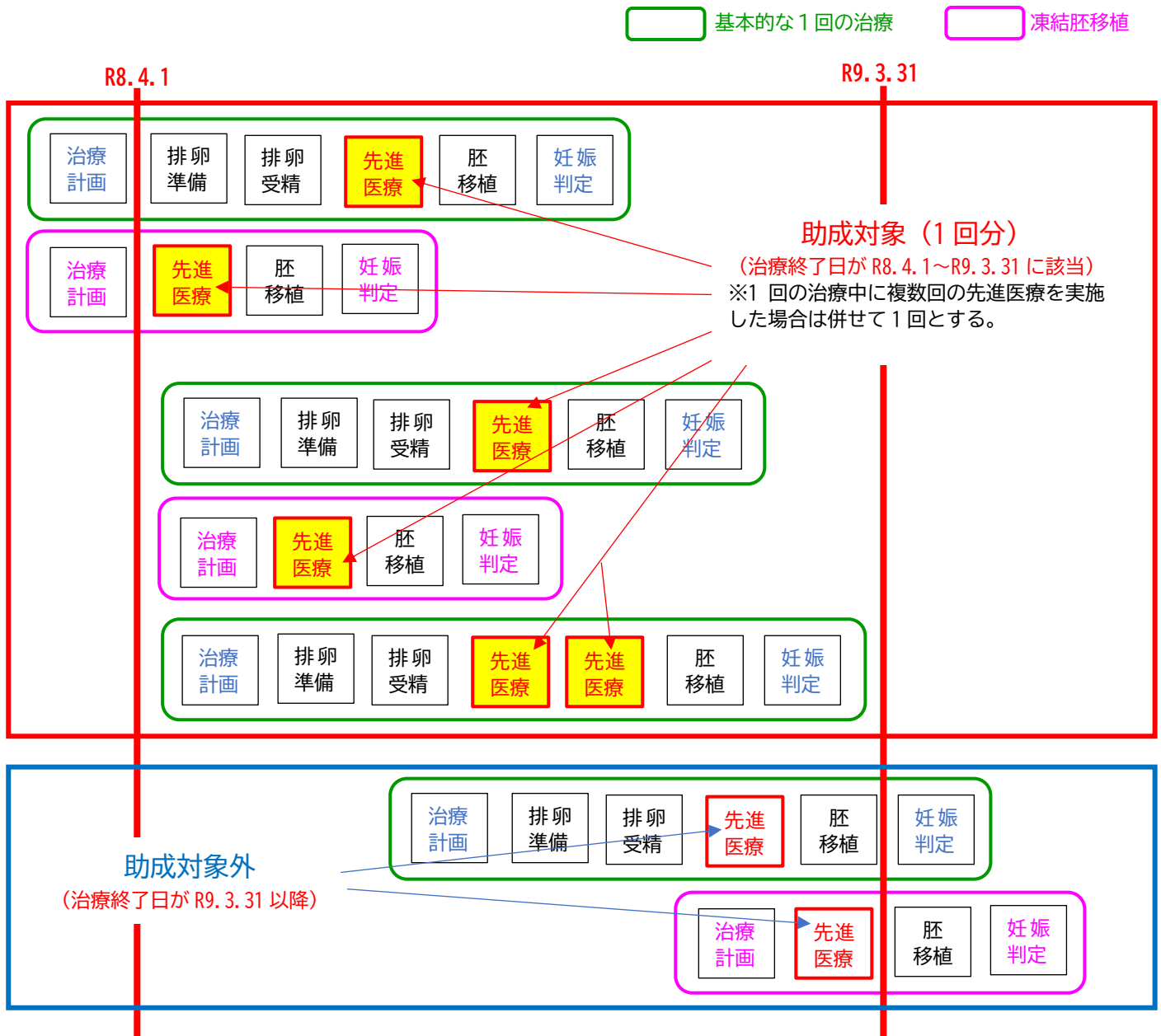
令和8年4月

◎助成対象となる治療費

生殖補助医療と併用して行われる先進医療に係る保険外診療費用で、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている医療機関で実施されたものとする。夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるものや代理母は助成対象外です。

※先進医療を実施している医療機関及び先進医療の各技術については厚生労働省ホームページで確認できます。

【助成対象・助成対象外となる治療の考え方】



◎助成対象者 [以下のすべてに該当するかた]

- ①令和8年4月1日から令和9年3月31日までに治療が終了していること。
 - ②法律上の婚姻をしている夫婦であること。
 - ③夫又は妻のいずれかが市内に引き続き1年以上住所を有していること。
 - ④生殖補助医療及び先進医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
 - ⑤生殖補助医療及び先進医療の治療を開始した日における妻の年齢が43歳未満であること。
 - ⑥夫又は妻のいずれも市税を滞納していないこと。
- ※妊娠判定日の時点で1年以上住所を有していること。
※治療を開始した日とは、治療計画を立てた日をいう。

◎助成の限度額 75,000円

1回の治療につき、先進医療に係る保険外診療費用の合計金額 [医療機関の発行する不妊治療費 (先進医療) 助成事業受診等証明書内の太枠内] と75,000円を比較して低い方の額

※1回の治療とは、治療計画を立てた日から妊娠判定等に至るまでの一連の治療をいう。

◎助成回数

初めて本事業の助成を受けた際の治療を開始した日における妻の年齢が

40歳未満の場合	1子につき通算6回まで
40歳以上43歳未満の場合	1子につき通算3回まで

※令和6年度、令和7年度の助成回数も含む。

※令和6年度以降に那珂市の助成金支給を受け、出産した場合と死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットする。(流産はリセットの対象とならない)

・出産の場合は、そのお子様が載っている住民票等、死産の場合は、母子健康手帳(死産となった日が分かるページ)、死産届、病院が証明した書類等を提示・提出していただくこともあります。

◎申請方法

1回の治療が終了したら下記①～④を持参し、速やかに市総合保健福祉センターひだまり窓口で申請してください。複数回の治療をまとめて申請できませんのでご注意ください。

不明な点は下記【問合せ先】へご連絡ください。

- ① 【様式1号】那珂市不妊治療費(先進医療)助成金交付申請書
 - ② 【様式2号】那珂市不妊治療費(先進医療)助成事業受診等証明書
 - ③ 医療機関の発行する領収書及び診療明細書
 - ④ 印鑑、振込み先口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)
- ※那珂市ホームページからダウンロードできます。

◎申請期限 令和9年3月31日まで

ただし令和9年1月から3月までに治療が終了し、令和9年3月31日までに申請書類等の提出が難しい場合に限り、令和9年6月30日まで申請を受付ます(事前連絡必須)。

【参考】※最新の情報については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

◎先進医療を実施している医療機関の一覧(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan02.html>



◎先進医療の各技術の概要(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan03.html>



【申請窓口・問合せ先】

那珂市総合保健福祉センターひだまり
那珂市保健福祉部健康推進課 母子保健グループ
〒311-0105 那珂市菅谷 3198 番地
TEL: 029-270-8071 (8:30~17:15 土日祝日除く)
FAX: 029-298-8890